



宮 崎 県 公 報

平成19年11月8日(木曜日) 第 1929 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………(“) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………(“) 2

- 生活保護法に基づく施術者の指定……………(国保・援護課) 2
- 民有林の保安林の指定(5件)……………(自然環境課) 2
- 民有林の保安林の指定予定(3件)……………(“) 3
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 4

公 告

- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 4

病 院 局 公 告

- 入札公告…………… 4

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員等の検定の実施について…………… 5

告 示

宮 崎 県 告 示 第 870 号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年11月8日

宮 崎 県 知 事 東 国 原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社みらい	宮崎県都城市下川東四丁目17番地6	訪問介護事業所みらい	宮崎県都城市下川東四丁目17番地6	平成19年10月1日
株式会社ケアハウス鶴ヶ丘	宮崎県延岡市鶴ヶ丘1丁目1988番31	鶴ヶ丘デイサービスセンター	宮崎県延岡市鶴ヶ丘1丁目1988番31	平成19年9月14日
社会福祉法人小林市社会福祉協議会	宮崎県小林市大字細野367番地1	みどりの丘デイサービスセンター	宮崎県小林市大字細野512番地15	平成19年9月1日
医療法人社団さつき会	宮崎県えびの市大字亀沢391番1号	京町温泉クリニック	宮崎県えびの市大字亀沢391番1号	平成19年10月1日
企業組合居宅介護サー	宮崎県北諸県郡三股町	企業組合居宅介護サー	宮崎県北諸県郡三股町	平成19年10月1日

ビスおもいやり	大字樺山4319番地1	ビスおもいやり	大字樺山4319番地1	
株式会社たすけあいの郷つれづれ庵	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄2491-9	訪問介護事業所つれづれ庵	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄2491-9	平成19年10月19日
三和交通株式会社	宮崎県西都市御舟町1丁目83番地	三和ほのぼの介護サービス	宮崎県児湯郡川南町大字川南20335-1	平成19年6月1日
有限会社鶴鶴	宮崎県西臼杵群高千穂町大字押方1303番地3	グループホーム逍遙亭	宮崎県西臼杵群五ヶ瀬町大字三ヶ所10547-1	平成19年9月23日

宮 崎 県 告 示 第 871 号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年11月8日

宮 崎 県 知 事 東 国 原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ケアハウス鶴ヶ丘	宮崎県延岡市鶴ヶ丘1丁目1988番31	鶴ヶ丘居宅介護支援事業所	宮崎県延岡市鶴ヶ丘1丁目1988番31	平成19年10月1日

株式会社たすけあいの郷つれづれ庵	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄24 91-9	指定居宅介護支援事業所つれづれ庵	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄24 91-9	平成19年10月19日
------------------	-----------------------	------------------	-----------------------	-------------

宮崎県告示第 872号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年11月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
林美香	宮崎県えびの市大字亀沢 391-1	京町温泉クリニック	宮崎県えびの市大字亀沢 391-1	平成19年9月30日

宮崎県告示第 873号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成19年11月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

氏名(名称)	所在地	指定年月日
吉國 健一郎 (吉國鍼灸整骨院)	都城市高崎町大字大牟田13 63-1	平成19年8月1日

宮崎県告示第 874号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年11月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾上越6558-1、6558-3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 875号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年11月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字下福良 375-93、字夜狩内 403-14
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字下福良 375-93・字夜狩内 403-14（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 876号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年11月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字中尾 362、444、椎葉村大字松尾字畑村 693-7・字野地1192-85・字小川内1388-26・1388-34（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字畑村 693-6、字野地1192-29、字小川内1388-19、1388-29、字佐土原1454-43、大字不土野字水無1022-34、1022-38
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字野地1192-29（次の図に示す部分に限る。）、1192-85
 - イ 次の森林については、主伐は択伐による。
字中尾 362・444・字佐土原1454-43・字小川内1388-19・1388-26・1388-34（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）、字畑村 693-6、693-7、字野地1192-29・字水無1022-34・1022-38（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 877号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年11月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字内野八重1634-90、1634-94
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字内野八重1634-90・1634-94(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 878号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年11月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 えびの市大字島内字チガサ子1959
 - 2 指定の目的 干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 879号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年11月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代

字古野山 733-2(次の図に示す部分に限る。)、728-1、729-1、729-3、730-1、730-3、731-1、731-3、732-1、732-3、733-1、733-3、733-4、733-7、733-9、733-10、733-12、734-1、734-2、735、736-1、737、字栗の尾 781、782-1、782-4、783-1、783-3、783-5、784-1、784-3、785-1、785-3、786-1、786-4、786-7、786-9、790、800、803、806、807-1、807-3、807-5、807-6、807-14、809、813、814-1、814-2、815-1、815-3、816-1

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字古野山 733-2・735(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 880号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年11月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字本城字野地3-1から3-7まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字野地3-1・3-2(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 881号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年11月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区田代字登り尾 11629-1・字崩ノ内 11636 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、諸塚村大字七ツ山字大椎谷4672-3、字高八重4714-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字大椎谷4672-3・字高八重4714-3 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、字登り尾 11629-1、字崩ノ内 11636
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 882号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、平成19年11月8日から平成19年11月22日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成19年11月8日
 宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市大字塩見字坊ノ下 397番1地先から同市同大字字十田 239番4地先まで	旧	10.4 ~ 13.0 14.6 ~ 59.0	304.2 272.0
				新	14.6 ~ 59.0	272.0

宮崎県告示第 883号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、平成19年11月8日から平成19年11月22日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成19年11月8日
 宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
26	県道	宮崎須木線	宮崎市大字瓜生野字小林1225番2地先から同市同大字同字1225番2地先まで	旧	20.5 ~ 32.8	35.0
				新	16.8 ~ 22.3	35.0

公 告

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。
 平成19年11月8日
 宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-18)第6244号	(有)川敏建設	川越 美敏	宮崎県宮崎市大字吉野874	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業法第29条第1項第2号該当	平成19年10月31日

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。
 平成19年11月8日

県立宮崎病院長 豊田 清一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 SPECT-CT装置 一式
 - (2) 委託業務 SPECT-CT装置保守業務
 - (3) 購入物品の特質及び委託業務の内容等 入札説明書による。
 - (4) 物品納入期限 平成20年3月31日

- (5) 契約期間 契約日から平成26年3月31日まで(委託業務の期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日まで)
- (6) 納入場所 県立宮崎病院放射線科
- (7) 入札方法 (1)の購入物品及び(2)の委託業務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る本件契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(5)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の支出予算が減額又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成19年宮崎県告示第339号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明する書類を平成19年11月20日までに県立宮崎病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 県立宮崎病院医事課 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号880-8510 電話番号0985(24)4181
 - (2) 期間 平成19年11月8日から平成19年12月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 県立宮崎病院医事課
 - (2) 期間 平成19年11月8日から平成19年12月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 6 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 県立宮崎病院2階小会議室 宮崎市北高松町5番30号
 - (2) 日時 平成19年11月20日午前11時
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 県立宮崎病院医事課
 - (2) 提出期限 平成19年12月19日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 県立宮崎病院2階小会議室 宮崎市北高松町5番30号
 - (2) 日時 平成19年12月20日午前11時
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院医事課 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号880-8510 電話番号0985(24)4181
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: S P E C T - C T lset
 - (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 19 December, 2007
 - (3) Contact point for the notice: Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL:0985-24-4181

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第27号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成19年11月8日

宮崎県公安委員会委員長 田代知代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	1級	平成20年2月23日午前9時から午後5時 ころまで

※ 当日の受付は、午前8時30分から8時50分までに済ませること。

<p>2 実施場所 鹿児島市坂元町 784番地 鹿児島県警察学校</p> <p>3 定員 30人（鹿児島県公安委員会が受付けする受検者を含むものとし、受付先着順とする。）</p> <p>4 受検資格 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者</p> <p>(2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの</p> <p>5 検定申請手続き</p> <p>(1) 受付期間、時間 平成20年 1 月15日(火)から 1 月25日(金)まで（土、日曜を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>(2) 検定申請書等提出先 申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書 1 通</p> <p>イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）</p> <p>ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）</p> <p>エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）</p> <p>オ 雑踏警備 2 級検定合格証明書の写し及び雑踏警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（検定規則第 8 条第 1 号に規定する者）</p> <p>カ 1 級検定受検資格認定書（検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）</p> <p>キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状</p> <p>6 手数料 検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。</p> <p>7 検定の方法 学科試験及び実技試験により行う。 なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。 また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。</p> <p>(1) 学科試験の内容</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 雑踏の整理に関すること。</p>	<p>エ 雑踏警備業務の管理に関すること。</p> <p>オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験の内容</p> <p>ア 雑踏の整理に関すること。</p> <p>イ 雑踏警備業務の管理に関すること。</p> <p>ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。</p> <p>(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、雨着（雨天時に限る。）を持参すること。</p> <p>(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号0985-31-0110内線3024、3051）に行うこと。</p>
--	---